

**高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明
のための調査特別委員会
中間報告書**

令和6年2月

目 次

1. 調査の趣旨	1
2. 特別委員会の設置	
(1) 設置の経緯	1
(2) 特別委員会の設置決議	2
(3) 委員の構成	4
3. 委員会の開催状況	4
4. 資料の提出	6
5. 調査の内容	
(1) 物価高騰について	8
(2) 品確法に基づく適正な金額かどうかについて	8
(3) 建設業協会からの要請及び1回目入札不調後の業者ヒアリングについて	9
(4) 2回目の入札時に工事内容を変更したこと及び2回目の入札が 不調になり事業計画を見直したことについて	9
(5) 設計書の公開について	10
(6) 教育委員会から市長部局への予算要求について	10
(7) 物価高騰に対する今後の対応策	10
委員会審査において	11
6. 査定率について	11
7. 物価高騰以外の原因について	11
8. 中間報告段階におけるまとめ	12

1. 調査の趣旨

高嶺小学校移転改築事業において、令和4年5月「高嶺小学校校舎・プール改築工事(建築)」発注、令和4年6月「高嶺小学校校舎・プール改築工事1(建築)」発注に係る入札が不調となった。それに伴い、当初の事業計画が見直しとなり令和6年4月開校予定だった高嶺小中一貫教育校の開校時期についても見直されることとなった。2度の入札不調については一般質問等においても問題視する声があったことなどから、入札不調の原因を調査し今後の再発防止に努める。

2. 特別委員会の設置

(1) 設置の経緯

上記、調査の趣旨の理由より令和4年12月21日の議会運営委員会において調査特別委員会の設置が提案された。協議の結果、調査特別委員会を設置し入札不調の原因を調査する決議案が全会一致で決定した。

令和4年12月定例会の最終日である23日の本会議において、高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会設置に関する決議が全会一致で可決された。

※令和5年9月に会派数が増えたことから同年9月定例会最終日において高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会の委員定数を変更する決議を全会一致で可決し、委員定数を9人から10人に変更した。

(2) 特別委員会の設置決議

議員提出議案第 17 号

高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会設置に関する決議について

上記に関し、別紙のとおり決議するものとする。

令和 4 年 12 月 23 日

提出者 金 城 幸 盛

賛成者 山 内 竜 二

〃 浦 崎 暁

〃 金 城 一 文

〃 新 垣 勇 太

〃 金 城 悟

〃 山 城 渉

〃 金 城 敏

高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会設置に関する決議

1 特別委員会の設置

令和6年開校予定の高嶺小中一貫教育校開校に向けた高嶺小学校移転改築事業工事入札において、2回とも不調となり開校予定の計画が見直されることになった。そのようなことから入札不調の原因を調査し、今後の業務の改善を図るため委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものとする。

2 付託事件

(1) 高嶺小学校移転改築事業における入札不調となった調査について

ア 入札不調となった原因究明について

3 調査期限

本特別委員会は、2に掲げる事件の調査及び審査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4 委員定数

本特別委員会の委員は9人とする。

(3) 委員の構成

委員会の定数 10人

委員長	伊 敷 郁 子	議員
副委員長	前 田 潤	議員
委員	玉 城 哲 郎	議員
委員	賀 数 郁 美	議員
委員	金 城 一 文	議員
委員	長 嶺 安 浩	議員
委員	新 垣 勇 太	議員
委員	金 城 敦	議員
委員	金 城 敏	議員
委員	新 垣 安 彦	議員

3. 委員会の開催状況

回数	開催日	審査及び調査の概要、決定事項
第1回	R4. 12. 23	・ 正副委員長の互選 委員長 伊敷 郁子 副委員長 前田 潤
第2回	R5. 1. 16	・ 教育委員会にこれまでの経緯と今後のスケジュールを確認することとなった。 ・ 傍聴について、基本的に公開とし、傍聴者がいることにより参考人等が自由な意見を述べられないような状況が想定される場合に傍聴の制限について協議することとなった。 ・ 質疑については一問一答形式で行うこととした。
第3回	R5. 2. 1	・ 教育委員会にこれまでの経緯、今後のスケジュールについて説明を求め、質疑を行った。 ・ 教育委員会に対して資料要求を行うことを決定した。
第4回	R5. 3. 1	・ 第3回にて要求していた教育委員会から提出された資料について、説明を求め質疑を行った。 ・ 教育委員会に対して資料要求を行うことを決定した。
第5回	R5. 4. 24	・ 第4回にて要求していた教育委員会から提出された資料について、説明を求め質疑を行った。 ・ 教育委員会に対して資料要求を行うことを決定した。

第6回	R5. 8. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回にて要求していた教育委員会から提出された資料について、説明を求め質疑を行った。 ・教育委員会に対して資料要求を行うことを決定した。
第7回	R5. 11. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回にて要求していた教育委員会から提出された資料について、説明を求め質疑を行った。 ・教育委員会に対して資料要求を行うことを決定した。
第8回	R6. 1. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回にて要求していた教育委員会から提出された資料について、説明を求め質疑を行った。 ・教育委員会に対して資料要求を行うことを決定した。 ・直近で開催される本会議において中間報告を行うことを決定した。
第9回	R6. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案を委員に配布した。内容について確認する必要があることから、その修正も含めて次回に話し合うこととした。
第10回	R6. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案について、各委員の修正案を確認した。全ての修正を反映した資料を作成し、次回開催を2月8日とし確認することとした。
第11回	R6. 2. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書が全会一致で決定された。

4. 資料の提出

高嶺小学校移転改築事業の入札不調解明のための調査特別委員会へ提供された資料

No.	資料提供回	提供資料名	提供依頼した資料名
1	第4回 調査特別委員会	糸満市建設工事等請負業者指名審査会に関する要領	2社JVに決定した経緯がわかる資料
2	〃	入札辞退届（1回目、2回目）	入札不調の原因でもある指名業者の辞退届と、辞退理由を全社、2回の不調分の資料
3	〃	・糸満市契約規則 ・指名競争入札執行について（通知）、現場説明書（1回目） ・指名競争入札執行について（通知）、現場説明書（2回目）	2度の入札不調になった入札にかかる事務については適正だと答弁しているが、その根拠となる資料
4	〃	請求資料については公表の差し控え（引用根拠：糸満市情報公開条例第7条（4）ウ）	設計金額の設定に関しては、公共建築工事積算基準等に基づき設定しているが、昨今の建設資材、物価高騰により乖離が出た設計書の資料
5	〃	・業務検査結果通知書（業務検査第3号） ・業務検査結果通知書（業務検査第8号）	設計業者の完了検査の資料
6	〃	高嶺小学校移転改築事業（設計金額：見積金額比較資料）	昨今の建設資材の物価高騰による市場単価と公共単価の乖離がわかる資料
7	〃	・公共建築工事積算基準 ・建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）抜粋 ・建築工事共通費積算基準（沖縄県土木建築部）抜粋 ・建築工事積算基準等資料（沖縄県土木建築部）抜粋	設計書は品確法の適正な設定に抵触していないという根拠となる資料
8	第3回 調査特別委員会	高嶺小学校移転改築事業の計画見直し業務検討資料	高嶺小学校校舎改築の基本設計及び実施設計の経過がわかる資料

9	第3回 調査特別委員会	高嶺小学校移転改築事業基本計画 見直し業務フロー	高嶺小学校改築見直し計画スケジュール
10	第4回 調査特別委員会	今回の入札に係る要請書の提出はないため、不存在。	建設業協会が要請書等を出していればその資料、もしくはそれがわかる資料
11	第5回 調査特別委員会	糸満市情報公開条例<解釈・運用指針>抜粋	設計書が公表できないことについての説明資料
12	〃	総務部財政課より提供された資料を「地方公共団体が締結する契約について」、「指名競争入札に参加する業者について」、「指名競争入札について」、「入札後の手続き等について」としてまとめた資料	入札に至るまでの作業工程がわかる資料
13	第6回 調査特別委員会	糸満市情報公開条例<解釈・運用指針>抜粋	設計書を公表することによってどういった支障が出るのか具体的にわかる資料
14	〃	令和3年度（補正第5号）資料	移転改築事業の当初の金額の内訳がわかる資料（令和3年度以前）
15	〃	高嶺小学校移転改築事業 これまでの経緯	高小移転改築事業の過去から現在までの流れがわかる資料
16	〃	・糸満市立高嶺小学校移転改築事業について（報告） ・工事計画工程表（1回目入札時・2回目入札時）	2回目の入札が不調になった時点ですぐに計画変更とした協議の内容がわかる資料
17	〃	1回目説明資料、2回目説明資料	2回目の入札の時に工事内容を調整した際の協議の内容がわかる資料
18	〃	「見積活用方式」運用マニュアル（案）（抜粋資料）	物価高騰に対する今後の対応策
19	第7回 調査特別委員会	高嶺小学校校舎・プール改築工事（建築）A、本体鉄骨工事に係る設計図書	高嶺小学校校舎・プール改築工事（建築）A P8 本体鉄骨工事の参考数量書についての設計図書
20	〃	高嶺小学校校舎・プール改築工事（建築）A P28	高嶺小学校校舎・プール改築工事（建築）A P28 ステンレス製プール工事の見積比較についての設計図書

21	〃	市長調整（報告）資料 メモ	建設業協会からの要請についてその後の対応がわかる資料
22	〃	業者ヒアリング メモ	1 回目の入札不調後に業者ヒアリングをした際の資料
23	〃	概算事業費一覧表	資料 14 に係る約 20 億円の建築工事の内訳がわかる資料
24	第 8 回 調査特別委員会	高嶺小学校校舎・プール改築工事（建築）にかかる設計図書（抜粋）	設計書作成のための見積りの項目のどれに査定率をかけたのかがわかる資料
25	〃	国庫補助金申請手続き書類等	国・県への補助金申請にかかる調整内容がわかる資料
26	〃	（閲覧資料）歳入歳出見積書㉔-①、㉔-②、㉔-③、㉔-④、㉔-⑤	年度別に教育委員会から市長部に予算要求をどれだけ行ったかがわかる資料
27		（第 11 回開催時時点において未提出）	令和 6 年 1 月 9 日沖縄県にヒアリングに行った際の内容がわかる資料
28		（第 11 回開催時時点において未提出）	再発防止のフローチャート（対応策、予定、建設計画）

5. 調査の内容

本委員会は高嶺小学校移転改築事業に係る 2 度の入札不調について、教育委員会に資料要求及び入札が不調となった原因等について質疑等を行った。主な内容は以下のとおりである。

（1）物価高騰について

教育委員会に昨今の建設資材の物価高騰による市場単価と公共単価の乖離がわかる資料を要求したところ、「高嶺小学校移転改築事業（設計金額：見積金額 比較資料）」が提出され、工種により公共単価を有するもの（直接仮設工事・コンクリート工事・鉄筋工事等）については公共単価を採用し、該当しないもの（地盤改良工事・鉄骨工事・鋼製建具工事等）については業者見積を採用している。実施設計完了時から 1 回目の入札時期までに物価上昇指数が約 20% の上昇が見られ、また、2 回目の入札時期の物価上昇の指数についても、約 8% の上昇が見られるとの説明があった。

(2) 品確法に基づく適正な金額かどうかについて

教育委員会に設計書は品確法の適正な設定に抵触していないという根拠となる資料を要求したところ、「公共建築工事積算基準」、「建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）抜粋」、「建築工事共通費積算基準（沖縄県土木建築部）抜粋」、「建築工事積算基準等資料（沖縄県土木建築部）抜粋」が提出され、設計書の作成については公共建築工事積算基準、沖縄県土木建築部建設工事積算基準に基づき行っているとの説明があった。

(3) 建設業協会からの要請及び1回目入札不調後の業者ヒアリングについて

教育委員会に建設業協会からの要請についてその後の対応がわかる資料、1回目の入札不調後に業者ヒアリングをした際の資料を要求したところ、「市長調整（報告）資料 メモ」が提出され、建設業協会からの要請書の提出はなかったが、口頭による要請事項については、①設計金額に乖離があり、内容を精査してほしい。②入札日を変更（1週間ずらす）ができないか。③指名業者に関することの要請があった。回答については、現段階で設計金額を変更することはできない、また、入札執行日においても予定通り行う旨の回答をしている。要請については市長・副市長へ報告するとも伝えているとの説明があった。また、1回目入札不調後の業者ヒアリングについては、「業者ヒアリング メモ」が提出され、1回目入札不調に係る業者ヒアリングについては辞退届の提出（辞退届理由で金額の乖離等）のあった業者に対して、令和4年5月30日から31日にアポイントを取りヒアリングを実施した。ヒアリングは6JVへ行っており、内容については設計金額とJV見積金額の乖離の要因として考えられる事項、市況状況等の意見をお聞きすることができたとの説明があった。

(4) 2回目の入札時に工事内容を変更したこと及び2回目の入札が不調になり事業計画を見直したことについて

教育委員会に2回目の入札の時に工事内容を調整した際の協議の内容がわかる資料、2回目の入札が不調になった時点ですぐに計画変更とした協議の内容がわかる資料を要求したところ、「1回目説明資料」、「2回目説明資料」が提出され、1回目の入札不調の結果を踏まえ、発注金額（建築工事金額）を見直しすることを検討し、2回目入札に当たり、設計書（工事範囲の見直しを含む）の見直し内容として、設計単価の入替えを行い工事費を算出した。また、本体校舎（水泳プール含む）と多目的棟や渡り廊下をまとめて発注する計画も見直し、工事範囲を切り分けて工事発注をすることにより約1億6,900万円分をⅡ期工事（建築工事）とする工事計画の予定だったとの説明があった。また、2回目の入札不調後の事業計画見直しについては、「糸満市立高嶺小学校移転改築事業について（報告）」、「工事計画工程表（1回目入札時・2回目入札時）」が提出され、令和4年7月13日の入札不調（2回目）があり、今後の対応方針について教育委員会事務局にて協議を実施しその結果を踏まえ、市長との協議調整を行い事業計画の見直しを行う方針へ決定した。協議の要旨としては、3回目の入札執行を計画した際の事業スケジュールにおいて、国庫補助金（当該年度分の出来高達成）に係る事業執行の

可能性が見込めないことなどを踏まえ、かつ、その他の課題としてあった敷地の手狭さ等を計画敷地の拡張により解決し、前計画よりもより良い事業計画を行うこととしたとの説明があった。

(5) 設計書の公開について

教育委員会に設計書が公表できないことについての説明資料、設計書を公表することによってどういった支障が出るのか具体的にわかる資料を要求したところ、「糸満市情報公開条例《解釈・運用指針》抜粋」が提出され、設計書の公表については今後の見直し計画に活用する予定のため、糸満市情報公開条例第7条(4)ウに基づき、公表を差し控える。設計書の内容の公表について近隣自治体(4自治体)に確認を行ったところ、①設計金額の公表(4自治体)、②予定価格の公表(4自治体)、③設計内容の公表(4自治体)、④③のタイミングについて、契約後に請求があった場合(1自治体)、事業完了後に公表の事例あり(1自治体)、指名通知後に請求があった場合※一部開示(1自治体)、入札後に請求があった場合(1自治体)で公表を実施しているとの説明があった。また、時限秘として、一定期日後の開示が有り得る。計画に基づく実施設計等を行って、計画に基づく工事の契約締結ができてからであれば開示が可能ではないかと考えているとの説明があった。

(6) 教育委員会から市長部局への予算要求について

教育委員会に年度別に教育委員会から市長部局に予算要求をどれだけ行ったかがわかる資料を要求したところ、閲覧のみの資料として「歳入歳出見積書」が提示され、令和3年度(補正第5号)において、高嶺小学校移転改築事業工事費として1億9,830万4,000円を計上している。なお、同事業工事費として、債務負担行為：令和4年度7億3,000円、令和5年度9億6,267万5,000円を計上しており、合計金額は18億6,098万2,000円となるとの説明があった。

また、本資料については以前に情報開示請求で非開示扱いとなっているが、今回、本委員会に審査してもらうためには資料提示は必要ということで出しているとの説明があった。

(7) 物価高騰に対する今後の対応策

物価高騰に対する今後の対応策について資料を要求したところ、「「見積活用方式」運用マニュアル(案)(抜粋資料)」が提出され、今回の工事発注における2度の入札不調の原因として、設計金額と指名業者が行った積算金額に乖離があったことが主な原因と考えている。また、金額乖離の要因として昨今の建設資材の高騰(物価高騰)等が考えられる。今後の市が発注する事業について、今回と同様な事案が発生した際に、入札執行に際し、1回目に不調等の事案が発生した場合、「見積活用方式(試行)」の基準等を参考に、予算の改定(上積み)の対応について、必要に応じ検討及び関係部署と協議をしていく。また、入札不調に係るその他の

対応策として、指名業者の拡大（指名業者の増・市外業者の指名）等の検討をしていくとの説明があった。

・委員会審査において

設計書の公開については委員より、次回の設計金額等に影響するとは思えない、設計金額についてはその時その時で市場単価などは変わってくると思うので今公表しても問題ないのではないか等の質疑や、設計書が出せないということは何も議論ができない、特別委員会が設置された理由を重く受け止めてもらいたいとの意見、設計書の公開について情報公開審査会に諮ることを求める意見等があった。その後、教育委員会より情報公開審査会に諮った結果、公開すべきであることとの結果が出たため設計書が提出された。また、その後に提出された設計書関連の資料に係る質疑で、一部の工種において事業費予算を鑑みて、総合的に判断して査定率を掛けて金額を出したとの答弁や、査定率については厳しいものであったとの答弁があった。

また、歩切りという認識はないとの答弁に対して委員より、歩切りに当たらないのか早急に県に確認してほしい等の意見があり、教育委員会が県に確認したところ、設計書を作成する段階において精査、いわゆる査定については行う場合があるということはお互い確認している。ただしその査定を行う際はしっかり市況状況に合わせた価格、いわゆる根拠を持って査定をすることということで説明を受けたとのことだった。委員より、県に査定率の根拠を説明したのかとの質疑があり、県との話の中で具体的な数値は示していないとの答弁があった。また、査定率の根拠はなく、総合的に勘案しての数字となっているとの説明があった。

なお、予算の増額要求については、2回目の入札の時に工種を変えⅡ期に分けて、単価を入替える調整を行ったとの答弁があった。

6. 査定率について

第7回調査特別委員会において、予算に合わせて設計額を出したことが教育委員会からの聞き取りで判明した。このことは、当初予算の組み方が現実的な事業費とかけ離れて低い予算となっており、そのため教育委員会が説明した「61%の査定率」という発言となっている。

令和6年1月9日に本教育委員会と県との意見交換の中で「査定率を用いる場合は根拠を持って行うこと」と指摘されているが、調査特別委員会の中での説明では「根拠がない査定率」と説明をしている。

7. 物価高騰以外の原因について

これまで議会に対し、教育委員会からの入札不調の要因は物価高騰のみとの説明であったが、本調査特別委員会は、物価高騰以外の入札不調の要因として当初予算を増額変更せずに査定率を掛け、そのままの予算額に合わせて入札を執行しようとしたことが大きな要因であると考えられる。

ただ、どうしてこのような予算措置に至ったかは現時点で解明できていない。

8. 中間報告段階におけるまとめ

設計書の公開が遅れたことにより入札不調に関する調査に時間がかかったことは否めない。また、入札が不調になってしまうほどの割合で査定率が設定されたことについても適切ではなかったと教育委員会も認めていることから、このことが入札不調の要因の1つであると言わざるを得ない。事業費予算の在り方も含めて、今回の入札不調における原因を重く受け止め、改善した上で再発防止に努める必要がある。

なお、令和4年12月23日の本調査特別委員会の設置から1年を経過し、これまで11回の委員会審査を行ってきた。市民の皆様には本調査特別委員会が現時点において把握できている内容を説明することが必要だと考え、中間報告を行うものである。